

社会保険の届出

| | 手続きに必要な書類 | 提出期限 | 提出先 | 届出の事由 |
|---------------------|---|--|------------|---|
| 社会保険 (健康保険・厚生年金) | ①健康保険・厚生年金保険新規適用届 ②健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(全加入者分を作成) ③健康保険被扶養者(異動)届(被扶養者がいる場合) ④健康保険・厚生年金保険保険料口座振替納付(変更)申出書(3枚複写) | 速やかに | 所轄年金事務所 | ・法人の事業所は全て加入 ・個人の場合従業員5人以上は全て加入(従業員5人未満は任意加入) ※サービス業、飲食業等一部の業種については任意加入 |
| 雇用保険 | ①雇用保険適用事業所設置届 ②雇用保険被保険者資格取得届 | ①開設した日の翌日から起算して10日以内 ②雇用した日の属する月の翌月10日まで | 所轄公共職業安定所長 | 個人、法人とも、加入義務のある労働者を雇用するとき |
| 労災保険 | ①労働保険関係成立届 ②労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(様式第6号(甲)) | ①事業を開始した日の翌日から起算して10日以内 ②保険関係の成立した日の翌日から起算して50日以内 | 所轄労働基準監督署 | 労働者を1人でも使用している事業所(農林水産業等の任意適用事業を除く)従業員を10人以上雇用する場合は、「就業規則」の届出も必要 |